

水質汚濁防止法関係資料

I. 水質汚濁防止法の概要

1. 目的

「水質汚濁防止法」は、昭和45年に制定された。この法律は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境の保全すること等を目的としている。

2. 制度の概要

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法に基づき設定されている。設定に際しては、水利用の観点から定められている水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準等が参考とされている。環境基準を達成することを目標に、水質汚濁防止法に基づいて特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。

水質汚濁防止法では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者等はこの基準を守らなければならぬ。

3. 排出水に対する規制

水質汚濁防止法では、特定施設を有する事業場（特定事業場）から排出される水について、排水基準以下の濃度で排水することを義務づけている。

排水基準により規定される物質は大きく2つに分類されており、一つは人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）を含む排水に係る項目、もう一つは水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）である。有害物質については27項目の基準が設定されており、有害物質を排出するすべての特定事業場に基準が適用される。生活環境項目については、15項目の基準が設定されており、1日の平均的な排水量が 50m^3 以上の特定事業場に基準が適用される。

排出水に対する規制基準は、大別すると次のとおり。

- 一律排水基準：国が定める全国一律の基準
- 上乗せ排水基準：一律排水基準だけでは水質汚濁の防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準。また、上乗せ基準の一部として、排水量の裾下げがある。これは、1日の平均的な排水量が 50m^3 未満の事業場に生活環境項目の基準を適用できるよう同じく条例で定める。
- 総量規制基準：上記に挙げる事業場ごとの基準のみによっては環境基準の達成が困難な地域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）において、一定規模以上の事業場から排出される排出水の汚濁負荷量の許容限度として適用される基準（COD、窒素及びりん）。

(1) 排出制限

水質汚濁防止法は、排出水を排出する者に対し、排水基準に適合しない排出水の排出を禁止し、故意・過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられることとなっている。

(2) 改善命令・一時停止命令

都道府県知事は、特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれのある事業場に対して特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理方法の改善又は特定施設の使用若しく排出水の排水の一時停止を命令することができる。

(3) 設置・変更の届出、計画変更命令

必要な措置を事前に講じさせるために、特定施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、あらかじめ（60日前まで）、管轄都道府県知事に所定の事項を届けなければならない。都道府県知事は、その内容を審査し、当該施設が排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(4) 測定義務、立入検査

排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。また、都道府県職員は、排出水を排出する者が排水基準や総量規制基準等を遵守しているか調査するために、特定事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができる。

(5) 事故時の措置

特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届けなければならない。

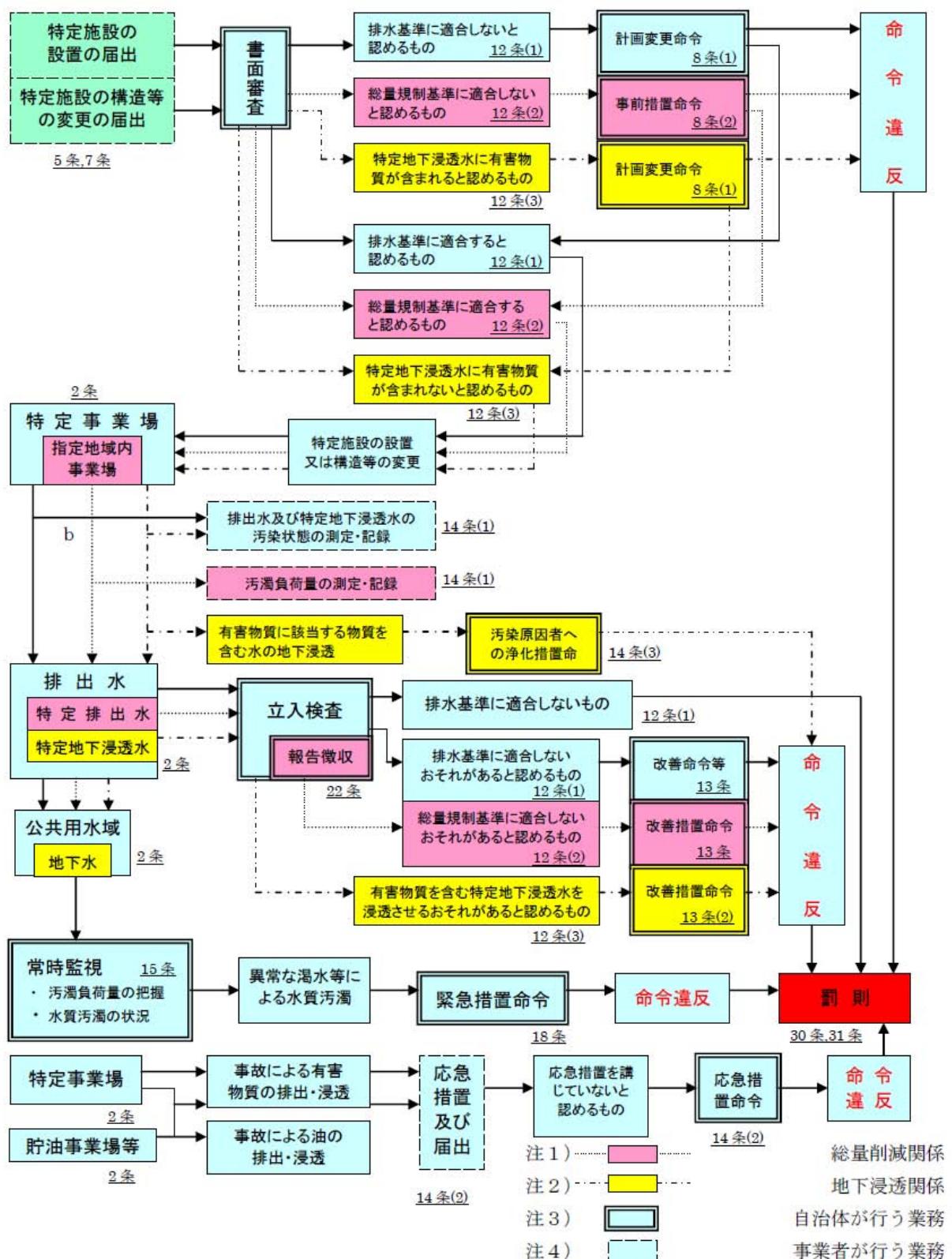
特定事業場以外の事業場で貯油施設等を設置する者は、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出されたことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届けなければならない。

都道府県知事は、特定事業場等の設置者が事故時の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命じることができる。

(6) 緊急時の措置

異常な渇水等により公共用水域の水質汚濁が著しく（政令で定めるレベル）なったときは、都道府県知事は、一般にその事態を周知させるとともに、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置を執るべきことを命じることができる。

水質汚濁防止法の体系



[参考]

排水基準の遵守義務等

排出水の排水の制限（第12条第1項）

- 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

→罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 総量規制指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない（第12条の2）。

改善命令等（第13条第1項）

- 都道府県知事は

- 排出水を排出する者が、排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとときは
 - ◆ その者に対し
 - ◆ 期限を定めて
 - ・ 特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ
又は
 - ・ 特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命じることができる。

→罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※ 法人等の業務に関する違反行為については、行為者を罰するほか、法人等に対して罰金

排出水の汚染状態の測定等（第14条）

- 排出水を排水する者は

- ◆ 環境省令で定めるところにより
 - ・ 当該排出水の汚染の状態を測定し
 - ・ その結果を記録しておかなければならない。

→罰則：総量規制基準に係る未記録又は虚偽の記録については、20万円以下の罰金

II 水質汚濁防止法に係る施行状況

1. 届出状況

年度	特定事業場数
平成 15 年度	293, 481
平成 16 年度	292, 379
平成 17 年度	290, 759
平成 18 年度	289, 091
平成 19 年度	280, 555

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
立入検査件数	52, 246	47, 972	47, 393	46, 764	47, 410

(2) 排水基準違反

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
排水基準違反件数	10	4	14	12	10
改善命令等違反	0	0	0	0	0
その他水質汚濁防止法違反	0	0	2	2	0
合計	10	4	16	14	10

※ 「その他水質汚濁防止法違反」には、総量規制関連を含む。

(3) 行政処分

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
計画変更命令件数	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令件数	40	40	48	38	28
地下水浄化措置命令件数	0	0	0	0	0
緊急時の措置命令件数	0	0	0	0	0
合計	40	40	48	38	28

(4) 行政指導

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
行政指導件数	7, 527	7, 112	6, 993	7, 670	8, 374

